

改善計画書

提出書類	改善計画書（別記様式第 10 号）
添付書類	なし
提出時期	遅滞なく
提出者	所有者、管理者又は占有者
受付窓口	<p>対象物の所在する場所の所轄消防署、支署（分遣所を除く。）予防・危険物担当係です。</p> <p>※電子申請可。電子申請の際は「当組合ホームページ」総務欄をクリックし、所轄消防署、支署のメールアドレスへ申請してください。</p> <p>●所在地等</p> <p>消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。</p>
注意事項	<p>1 改善計画の内容は立入検査結果通知書に記載されている不備事項と改善予定年月日を記載してください。改善済みであれば改善日を記載してください。</p> <p>2 提出部数は 2 部です。</p>
根拠法令	<p>・西胆振行政事務組合火災予防規程第 21 条</p> <p>1 査察員が査察を行った結果、消防法令違反その他の不備欠陥事項（以下「法令違反等」という。）を発見し、火災予防上必要な措置を要すると認めるときは、関係者に対して立入検査結果通知書（別記様式第 27 号）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の立入検査結果通知書の交付に際し、西胆振行政事務組合火災予防違反処理規程（平成 18 年訓令第 3 号。以下「違反処理規程」という。）第 10 条第 1 項に規定する改善計画書を準用し、改善計画の提出を関係者に求めることができるものとする。</p> <p>・西胆振行政事務組合火災予防違反処理規程第 10 条</p> <p>1 消防長は、前条の規定により警告を行った場合は、必要に応じ、当該関係者に違反の是正に関する改善計画書（別記様式第 10 号）を提出させるとともに、消防吏員に命じてその履行状況を確認するための調査に当たらせなければならない。</p> <p>2 前項の調査を行った消防吏員は、当該調査の結果を消防長に報告するとともに、その内容を第 6 条に規定する違反処理経過簿に記録しなければならない。この場合、当該調査により履行期限が経過してもなお是正されていないことが確認されたときは、第 7 条第 3 項に規定する違反調査報告書により報告しなければならない。</p>

別記様式第 10 号 (第 10 関係)

〇〇年〇〇月〇〇日

西胆振行政事務組合消防本部

消防長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇〇〇

改 善 計 画 書

所在地 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇

名 称 〇〇〇〇伊達店

用 途 店舗 (4) 項

上記の〇〇〇〇伊達店について、次のとおり報告します。

指摘No.	改 善 内 容 等	改善予定年月日 改善済年月日
1	消火器、自動火災報知設備、誘導灯の点検を実施し、1年に1回結果を報告すること。	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年〇〇月〇〇日
2	店舗入口避難口誘導灯の不点灯を改修すること。	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年〇〇月〇〇日
※ 受付欄	※ 経過欄	
備考：1 ※印欄は記入しないで下さい。 2 この用紙に書ききれない場合は罫紙等を利用して下さい。		